

就職氷河期世代の国家公務員中途採用の取組について

令和 2 年 6 月
内閣官房就職氷河期世代支援推進室

就職氷河期世代の国家公務員中途採用について、以下の方針により、政府を挙げて取り組む。

- 既存の経験者採用等の取組について、過去の採用実績を目安にしつつ、着実に継続する（参考：各府省において実施した、平成 28 年度から 30 年度の 3 年間ににおける既存の経験者採用等の取組で採用した 35 歳から 49 歳の人数は 1,849 人）。
- また、令和 2 年度から新たに実施される国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）を活用し、令和 2 年度から 4 年度の 3 年間の取組において、政府全体で毎年 150 名以上（3 年間で 450 名以上）採用する。

（参考 1）令和 2 年度における国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）の予定

令和 2 年	8 月 19 日	—	受験申込受付開始（28 日まで）
	11 月 29 日	—	1 次試験（筆記）
令和 3 年	1 月 25 日	—	2 次試験（面接）開始 （2 月 5 日まで）
	2 月 25 日	—	最終合格発表

（参考 2）令和元年度に実施した就職氷河期世代の選考採用試験での採用実績

内閣府	4 名（今後 1 名追加で採用予定）
厚生労働省	16 名採用

就職氷河期世代の国家公務員中途採用の取組の推進について

令和 2 年 6 月 26 日
就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定

就職氷河期世代の国家公務員中途採用については、就職氷河期世代支援に関する行動計画 2019（令和元年 12 月 23 日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）において、その促進を図ることとしたことを踏まえ、人事管理運営協議会幹事会において「就職氷河期世代に係る国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代試験）の実施の依頼等について（令和 2 年 2 月 26 日人事管理運営協議会幹事会申合せ）」及び「政府における就職氷河期世代の国家公務員中途採用の方針について（令和 2 年 5 月 27 日人事管理運営協議会幹事会申合せ）」が別紙のとおり取りまとめられた。

これらの申合せで定められた方針に基づき、就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議としても、国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）及び既存の経験者採用等の枠組を活用して、就職氷河期世代の採用を着実に推進していくこととする。

政府における就職氷河期世代の国家公務員中途採用の方針について

令和 2 年 5 月 27 日
人事管理運営協議会幹事会申合せ

就職氷河期世代支援に関する行動計画 2019（令和元年 1 2 月 2 3 日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）に基づき、就職氷河期世代の国家公務員中途採用について、令和 2 年 2 月 2 6 日付け人事管理運営協議会幹事会申合せ（就職氷河期世代に係る国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代試験）の実施の依頼等について）を踏まえ、既存の経験者採用等も併せた全体の取組について以下の方針により実施することとし、申合せを行う。

（各府省共通の方針）

1 国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）の採用方針

採用に当たっては、就職氷河期世代に多いと考えられる職歴がない、あるいは少ないといった外形上の要件をもって直ちに不採用とするのではなく、例えば以下に掲げる人材など、各応募者個人の適性や能力等を可能な限り細かに見た上で、判断することとする。

- （1）自身の経験や苦労を踏まえ、公務に対する強い関心と全体の奉仕者として働く熱意を有する者
- （2）採用後の研修又は職務経験を通じてその知識及び能力の向上が見込まれる資質を有する者
- （3）行政課題に取り組むに当たり重要となる論理的な思考力、判断力、表現力などについて基礎的な能力を有する者

また、単に受験者が高齢であることをもって採用を忌避するといったことがないように留意する。

そのためには、職歴以外の学校などでの経験や苦労を踏まえて、受験者がどのように公務について取り組みたいと考えているかといったことをよく確認することが重要であり、面接においては、就職氷河期世代としての経験を詳細に聞いた上で、公務への適性等を見極めつつ、選考を行うこととする。

2 採用規模

令和 2 年 2 月 2 6 日付け人事管理運営協議会幹事会申合せに基づき、令和 2 年度から新たに実施される国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）を活用し、令和 2 年度から 4 年度の 3 年間の取組において、政府全体で毎年 1 5 0

名以上（3年間で450名以上）採用することを目標とする。

加えて、既存の経験者採用等の取組についても、過去の採用実績を目安にしつつ、着実に継続する（参考：各府省において実施した、平成28年度から30年度の3年間における既存の経験者採用等の取組で採用した35歳から49歳の人数は1,849人）。

各府省の取組については、人事管理運営協議会幹事会の場を活用して、進捗を毎年確認することとする。

3 採用後の処遇

(1) 基本的な考え方

国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）による採用者についても、採用後の人事評価に基づき、適材適所の人事運用を行うこととする。その際、優秀な職員については柔軟かつ早期に昇任を行うこととする。

また、人事運用に当たっては、本人のキャリアプランに関する意向の把握や必要な専門的知識・技術の習得や経験の確保等に配慮する。

(2) 研修の実施

特に十分な職務経験を有していない就職氷河期世代の方をはじめとして、採用後、公務に円滑に取り組めるよう、人事院及び内閣人事局とも連携し、職務遂行に必要な能力を身につけられるよう勤務開始前及び勤務開始後に必要な研修を適宜実施することとする。

会計検査院における就職氷河期世代の国家公務員中途採用の方針について

1 会計検査院における採用の全体像

会計検査院においては、国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）を活用し、令和2年度から4年度の3年間で3名（毎年1名）の採用を目指す。加えて、既存の経験者採用等の取組も着実に継続する。

2 会計検査院が求める人材像・職種

就職氷河期世代の国家公務員中途採用に当たって会計検査院が求める人材像としては、本申合せの「(各府省共通の方針) 1 国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）の採用方針」の(1)～(3)に掲げるような方に加え、以下のような方を想定している。

- (1) 会計検査業務に対する意欲があり、研修により同業務を行う能力の発揮が期待される方
- (2) 会計、簿記に関する知識を有する方
- (3) IT、土木・建築などの技術に関して知識を有する方

3 会計検査院における研修方針

採用後、公務に円滑に取り組めるよう、個々の職員の希望や能力等を踏まえつつ、現に会計検査院において設けている以下の研修機会に参加させることとする。

(1) 新採用研修【採用1年目の4月に受講】

公務員としての心構えを養い、併せて会計検査院職員として必要な一般知識及び職場への適応性を付与することを目的として、新採用職員を対象として実施する研修

(2) 実務研修（基礎）【原則として採用1年目又は2年目に受講】

会計検査実務に必要な法令、制度等に関する基礎的知識を習得させることを目的として、会計検査実務に携わる職員を対象として実施する研修

人事院における就職氷河期世代の国家公務員中途採用の方針について

1 人事院における採用の全体像

人事院においては、国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）を活用し、令和2年度から4年度の3年間で3名（毎年1名）程度の採用を目指す。加えて、既存の経験者採用等の取組も着実に継続する。

2 人事院が求める人材像・職種

就職氷河期世代の国家公務員中途採用に当たって人事院が求める人材像としては、本申合せの「(各府省共通の方針) 1 国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）の採用方針」の(1)～(3)に掲げるような方に加え、以下のような方を想定している。

- (1) 人事院が所管する一般職の国家公務員の人事行政分野の企画立案に取り組む意欲や能力のある方
- (2) ITに関して知識や能力を有する方
- (3) 統計に関して知識や能力を有する方

3 人事院における研修方針

採用された就職氷河期世代の方が採用後、公務に円滑に取り組めるよう、職員の希望や能力等を踏まえつつ、人事院においては例えば、以下のような研修機会を設けることとする。

(1) 初任研修【採用1年目に実施】

人事課において、他の採用試験からの新規採用者と合同で、サービスや公務員倫理等の行政官としての基本的な心構えを身に付けさせ、人事院職員として必要な人事行政に関する基礎的知識を付与するため、数日間の研修を実施する。また、情報リテラシーや統計の基礎を身に付けるための他機関主催の研修を受講させる。

(2) 階層別研修【採用3年目、昇任時等に実施】

人事課において、採用3年目のフォローアップ研修のほか、昇任時等には各役職段階において求められる役割の理解と必要とされる能力の向上を図るための数日間の階層別研修を実施する。

(3) 専門研修【情報システム統一研修、統計研修等】

職員の希望や能力・適性を踏まえ、IT人材や統計人材等を育成するための他機関主催の専門研修を受講の機会を付与する。

内閣府における就職氷河期世代の国家公務員中途採用の方針について

1 内閣府における採用の全体像

内閣府においては、国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）を活用し、令和2年度から4年度の3年間で9名（毎年3名程度）の採用を目指す。加えて、既存の経験者採用等の取組も着実に継続する（参考：内閣府において、平成28年度から30年度の3年間に実施した既存の経験者採用等の取組で採用した35歳から49歳の人数は1人。また、令和元年度に実施した就職氷河期世代を対象とした選考採用試験により5人を選抜。）。

2 内閣府が求める人材像・職種

本申合せの「(各府省共通の方針) 1 国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）の採用方針」の(1)～(3)に掲げるような資質に加え、以下のような人材を想定している。

- ・内閣府が担当する重要課題についての企画立案に取り組む意欲や能力のある方
 - ・情報通信技術に関して豊富な知識や能力、経験を有する方
- 等

3 内閣府における研修方針

採用された者が、円滑に業務を遂行できるよう、職員の能力や配属等を考慮し、以下のような研修機会を設けることとする。

(1) ガイダンス研修

大臣官房人事課において実施。採用者が採用後速やかに業務に従事できるよう、内閣府の行う業務や会計・サービスに関する講義を予定。

(2) 政策分析専門家育成課程

大臣官房人事課および経済社会総合研究所において実施。内閣府の行う業務に即した分析手法等を学ぶための講義や実務研修を予定。

公正取引委員会における就職氷河期世代の国家公務員中途採用の方針について

1 採用の全体像

公正取引委員会においては、国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）を活用し、令和2年度から4年度の3年間で3名（毎年1名）の採用を目指す。加えて、既存の経験者採用等の取組も着実に継続する（参考：平成28年度から30年度の3年間に実施した既存の経験者採用等で採用した35歳から49歳の人数は1名）。

2 求める人材像・職種

就職氷河期世代の国家公務員中途採用に当たって公正取引委員会が求める人材像としては、本申合せの「（各府省共通の方針）1 国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）の採用方針」の（1）～（3）に掲げる者に加え、以下のような者を想定している。

- (1) 公正取引委員会が所管する独占禁止法等の運用，競争政策の企画立案に取り組む意欲や能力のある方
- (2) 国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）の事務区分の方

3 研修方針

採用された者が採用後、公務に円滑に取り組めるよう、採用1年目に初任者研修を実施するほか、必要に応じ、配属部署の業務に関連する専門的な研修を実施する。

警察庁における就職氷河期世代の国家公務員中途採用の方針について

1 警察庁における採用の全体像

警察庁においては、国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）を活用し、令和2年度から4年度の3年間で9名（毎年3名）の採用を目指す。加えて、既存の経験者採用等の取組も着実に継続する（参考：警察庁において、平成28年度から30年度の3年間に実施した既存の経験者採用等の取組で採用した35歳から49歳の人数は5人）。

2 警察庁が求める人材像・職種

就職氷河期世代の国家公務員中途採用に当たって警察庁が求める人材像としては、本申合せの「(各府省共通の方針) 1 国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）の採用方針」の(1)～(3)に掲げるような方に加え、以下のような方を想定している。

- (1) 公安職（警察官）としての職種ではなく、警察庁における各所属の庶務業務、会計業務、統計業務及び鑑識業務等の行政職としての職種
- (2) 特に資格経験等は問わないが、何事にも積極的に取り組み協調性がある方
- (3) 国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）の事務区分の方

3 警察庁における研修方針

採用された就職氷河期世代の方が採用後、公務に円滑に取り組めるよう、警察庁においては、例えば、採用時及び昇任時などに、研修施設に入所して以下のような各種研修を行うことを想定している。このほか、日々の仕事を進める中での職場教養も随時実施する。

(1) 一般職初任科初任研修【採用時に実施】

新たに採用された職員を対象として、仕事を進める上で必要な基礎的な知識及び技能の修得に加えて、職員としての職責の自覚を促し、使命感、円満な良識と豊かな人間性の醸成を目的として実施する。

(2) 一般職員任用科【各職階への任用時に実施】

- 一般職員主任任用科
- 一般職員係長任用科
- 一般職員課長補佐任用科

それぞれのポストに昇任が予定される職員又は昇任後日の浅い職員に

対し、職務執行の要として、各ポストにおける責任者に求められる職務倫理意識を付与するとともに、それぞれの責任者として必要な指導監督能力並びにその職務の遂行に必要な知識及び技能の修得を目的として実施する。

金融庁における就職氷河期世代の国家公務員中途採用の方針について

1 金融庁における採用の全体像

金融庁においては、国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）を活用し、令和2年度から4年度の3年間で3名（毎年1名）の採用を目指す。加えて、既存の経験者採用等の取組も着実に継続する（参考：金融庁において、平成28年度から30年度の3年間に実施した既存の経験者採用等の取組で採用した35歳から49歳の人数は12人）。

2 金融庁が求める人材像・職種

就職氷河期世代の国家公務員中途採用に当たって金融庁が求める人材像としては、本申合せの「(各府省共通の方針) 1 国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）の採用方針」の(1)～(3)に掲げるような方に加え、以下のような方を想定している。

<求める人材像>

○金融行政のプロフェッショナルとなるポテンシャル・意欲のある方。

例えば、

- (1) 金融だけでなく、経済・産業や社会全体に対して高くアンテナを張り巡らす「視野の広さ」、「好奇心」のある方
- (2) 幅広い分野の知識を吸収する「向上心」のある方
- (3) 自由な発想で最適な政策を立案する「柔軟なアタマ」のある方
- (4) 自らの手で日本を良くし、国民の幸せに貢献したいという「気概」、「志」のある方 等

※職種（経歴）についての希望は特にない。

3 金融庁における研修方針

採用された就職氷河期世代の方が採用後、公務に円滑に取り組めるよう、職員の希望や能力等を踏まえつつ、金融庁においては例えば、以下のような研修機会を設けることとする。

○初任研修【採用1年目の4～5月に実施】

新規採用職員が採用当初の段階で身につけるべき能力を以下の3つと定義し、その能力向上を目的とする。

- (1) 国家公務員としての常識・心構え

- ビジネスマナー、責任感の醸成、意見を積極的に具申する主体性等
- (2) 基礎的な思考力・スキル
簿記・会計知識、P Cスキル、説明力、対話力、ライティング力等
- (3) 基本的な業務知識
金融・経済知識、法体系、専門分野毎の基本的な実務とキャリアプラン
等

消費者庁における就職氷河期世代の国家公務員中途採用の方針について

1 消費者庁における採用の全体像

消費者庁においては、国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）を活用し、令和2年度から4年度の3年間で3名（毎年1名）の採用を目指す。加えて、既存の経験者採用等の取組も着実に継続する（参考：消費者庁において実施した、平成28年度から30年度の3年間における既存の経験者採用等の取組で採用した35歳から49歳の人数は3名）。

2 消費者庁が求める人材像・職種

就職氷河期世代の国家公務員中途採用に当たって消費者庁が求める人材像としては、本申合せの「(各府省共通の方針) 1 国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）の採用方針」の(1)～(3)に掲げるような方に加えて、以下のような方を想定している。

- (1) 消費者・生活者の視点に立ち、国民全体の利益を考えられる方
- (2) 自らの仕事に誇りを持ち、強い責任感と高い志を持って職務を遂行できる方
- (3) 便利で分かりやすい情報を提供するよう心懸け、コミュニケーションを重視できる方
- (4) 専門性を向上させるため、日々、知見の獲得・深化に努め、その成果を具体的な結果として示すことができる方
- (5) 困難な課題であっても、できる方法を考え、挑戦し続けることができる方

3 消費者庁における研修方針

採用された就職氷河期世代の方が採用後、公務に円滑に取り組めるよう、職員の希望や能力等を踏まえつつ、消費者庁においては以下のような研修機会を設けることとする。

(1) 新規採用職員研修

国家公務員として、また消費者庁職員として持つべき基本的な知見の習得を目的に、国家公務員倫理や各課室の所管事項説明、外部有識者による講演を始め、多様なカリキュラムが組み込まれているほか、必要に応じて、徳島に置かれた消費者行政新未来創造オフィスや独立行政法人国民生活センターを訪問し、消費者行政の現場を見聞する機会を設ける。

(2) 消費者目線研修

「消費者目線を持って常に消費者に寄り添って考える、消費者の視点から政策を考えていく」ことを目的として、公益財団法人消費者関連専門家会議の協力の下、有志の企業のお客様相談室及び独立行政法人国民生活センター相談情報部において、消費者からの相談への対応を間近に見学することを通じて、消費者がどういった問題を抱えているのか、企業及び国民生活センターではどのような初動対応をしているのかを学ぶ機会を設ける。

総務省における就職氷河期世代の国家公務員中途採用の方針について

1 総務省における採用の全体像

総務省においては、国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）を活用し、令和2年度から4年度の3年間で3名（毎年1名程度）の採用を目指す。加えて、既存の経験者採用等の取組も着実に継続する（参考：総務省において、平成28年度から30年度の3年間に実施した既存の経験者採用等の取組で採用した35歳から49歳の人数は13人）。

2 総務省が求める人材像・職種

就職氷河期世代の国家公務員中途採用に当たって総務省が求める人材像としては、本申合せの「(各府省共通の方針) 1 国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）の採用方針」の(1)～(3)に掲げるような方に加え、総務省が所管する国の基本的な行政制度の管理・運営や電子政府の推進、統計行政、情報通信技術（ICT）を活用した成長戦略の実現、地方自治や消防・救急行政等の行政分野の企画立案に取り組む意欲や能力のある方を想定している。

3 総務省における研修方針

総務省においては、就職氷河期世代の方が、採用後、公務に円滑に取り組めるよう、職員の希望や能力等を踏まえつつ、採用1年目の4月に実施する初任研修をはじめとする業務遂行上必要な知識・能力に係る各種研修を実施する。

法務省における就職氷河期世代の国家公務員中途採用の方針について

1 法務省における採用の全体像

法務省（出入国在留管理庁，公安調査庁を含む）においては，国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）を活用し，令和2年度から4年度の3年間で120名（毎年40名）の採用を目指す。加えて，既存の選考採用等の取組も着実に継続する（参考：法務省において実施した，平成28年度から30年度の3年間における既存の選考採用等の取組で採用した35歳から49歳の人数は443人）。

2 法務省が求める人材像・職種

就職氷河期世代の国家公務員中途採用に当たって法務省が求める人材像としては，本申合せの「(各府省共通の方針) 1 国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）の採用方針」の(1)～(3)に掲げるような方に加え，以下のような方を想定している。

- ・法務省が所管する民事，刑事，矯正，更生保護，出入国在留管理，団体規制等の行政分野に正義感・使命感を持って積極的に取り組む意欲のある方
- ・国家公務員中途採用試験選考採用試験（就職氷河期世代）の刑務官区分及び入国警備官区分については，職務を適切に遂行することができる身体の状態であること及び職務を遂行する上で求められる体力を備えている方
- ・刑務所等の矯正施設において被収容者の医療に従事するに必要な医師免許や看護師免許を有する方

3 法務省における研修方針

採用後，公務に円滑に取り組めるよう，採用官署における実務を通じた研修のほか，法務省においては例えば，以下のような研修機会を設けることとする。

(1) 刑務官

新たに刑務官に採用された方に対し，刑務官として必要な知識及び技能を習得させるための基礎的な教育及び訓練を行う初等科研修

(2) 入国警備官

新たに入国警備官に採用された方に対し，入国警備官として必要な知識及び技能を習得させるための基礎的な教育及び訓練を行う初任科研修

(3) 法務局官署，検察官署，更生保護官署，出入国在留管理官署，公安調査庁等採用者

職員として必要な基礎的法律知識・執務に必要な理論の習得や実務に関する指導を行うための研修

外務省における就職氷河期世代の国家公務員中途採用の方針について

1 外務省における採用の全体像

外務省においては、国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）を活用し、令和2年度から4年度の3年間で21名（毎年7名）の採用を目指す。加えて、既存の経験者採用等の取組も着実に継続する（参考：外務省において、平成28年度から30年度の3年間に実施した既存の経験者採用等の取組で採用した35歳から49歳の人数は75人）。

2 外務省が求める人材像・職種

就職氷河期世代の国家公務員中途採用に当たって外務省が求める人材像としては、本申合せの「(各府省共通の方針) 1 国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）の採用方針」の(1)～(3)に掲げるような方に加え、以下のような方を想定している。

- (1) 国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）の事務区分の方で、外務省における官房事務（会計、庶務、文書管理、情報通信等）、領事事務、秘書的業務等、与えられた職務に積極的に取り組む姿勢を有する方。
- (2) 海外における勤務環境を十分に理解し、外国勤務を厭わない方。
- (3) 語学習得に意欲を有する方。

3 外務省における研修方針

就職氷河期世代の方が採用後、外務公務員として円滑に取り組めるよう、以下のような研修機会を設けることとする。

(1) 中途採用者等研修【採用1年目の4月に実施】

外務公務員としての自覚、意識を涵養するとともに、職務遂行に必要な基礎知識の習得を図る研修を実施する。

主な講義内容は、外務公務員としての倫理、心構え、実務知識、日本の外交課題等の基礎講義等。

(2) 英語研修【採用1年目の春から秋にかけて実施】

本省業務を遂行する上で必要な英語力を習得せしめることを目的として、実務に即した実践的な英語を集中して研修。

財務省における就職氷河期世代の国家公務員中途採用の方針について

1 財務省（国税庁を含む。以下同じ。）における採用の全体像

財務省においては、国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）を活用し、令和2年度から4年度の3年間で60名（毎年20名）の採用を目指す。加えて、既存の経験者採用等の取組も着実に継続する（参考：財務省において実施した、平成28年度から30年度の3年間における既存の経験者採用等の取組で採用した35歳から49歳の人数は450人）。

2 財務省が求める人材像・職種

就職氷河期世代の国家公務員中途採用に当たって財務省が求める人材像としては、本申合せの「(各府省共通の方針) 1 国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）の採用方針」の(1)～(3)に掲げるような方に加え、財務省（地方支分部局等を含む。）が行う、国有財産の管理・処分、金融機関の検査・監督、輸出入貨物等の取締り、国税の賦課・徴収等の業務に取り組む意欲や能力のある方を想定している。

3 財務省における研修方針

採用された就職氷河期世代の方が採用後、公務に円滑に取り組めるよう、財務省においては、採用された機関において、採用時のほか勤務開始後に随時、国家公務員として身につけるべき一般的事項や、所掌する行政分野の業務に取り組むにあたって必要な専門的事項に関する研修を適宜実施することとする。

文部科学省における就職氷河期世代の国家公務員中途採用の方針について

1 文部科学省における採用の全体像

文部科学省においては、国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）を活用し、令和2年度から4年度の3年間で3名（毎年1名）の採用を目指す。加えて、既存の経験者採用等の取組も着実に継続する（参考：文部科学省において、平成28年度から30年度の3年間に実施した既存の経験者採用等の取組で採用した35歳から49歳の人数は5人）。

2 文部科学省が求める人材像・職種

就職氷河期世代の国家公務員中途採用に当たって文部科学省が求める人材像としては、本申合せの「(各府省共通の方針) 1 国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）の採用方針」の(1)～(3)に掲げるような方に加え、以下のような方を想定している。

- (1) 文部科学省が所管する、教育、科学技術・学術、文化、スポーツの行政分野の着実な実施に前向きに取り組む意欲や能力のある方
- (2) ITに関して知識や経験を有する方

3 文部科学省における研修方針

人事院及び内閣人事局とも連携し、職務遂行に必要な能力を身につけられるよう必要な研修を適宜実施する。

厚生労働省における就職氷河期世代の国家公務員中途採用の方針について

1 厚生労働省における採用の全体像

厚生労働省においては、国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）を活用し、令和2年度から4年度の3年間で90名（毎年30名）の採用を目指す。

加えて、複雑・高度化する厚生労働行政の課題に対応するため、既存の選考採用等の制度を活用し、公務外の実務経験を有する者の採用を積極的に行い、組織の活性化を図っていく（参考：厚生労働省において実施した、平成28年度から30年度の3年間における既存の選考採用の取組で採用した35歳から49歳の人数は483人。また、令和元年度に実施した就職氷河期世代を対象とした選考採用試験により18人を選抜。）。

2 厚生労働省が求める人材像・職種

就職氷河期世代の国家公務員中途採用に当たって厚生労働省が求める人材像としては、本申合せの「(各府省共通の方針) 1 国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）の採用方針」の(1)～(3)に掲げるような方であって、厚生労働省が所管する健康・医療、子ども・子育て、福祉・介護、雇用・労働、年金等の行政分野の企画・立案・施行等の業務に取り組む意欲や能力のある方を求めており、採用職種は一般行政事務（事務区分）を予定している。

3 勤務する官署

厚生労働省本省のほか、全国主要都市にある厚生労働省の地方官署を予定している。

4 厚生労働省における研修方針

採用された就職氷河期世代の方が採用後、公務に円滑に取り組めるよう、採用時に、業務遂行上必要となる基本的知識等にかかる研修を実施するとともに、先輩職員等との質疑応答の機会を設けることなどを検討する。

また、配属後は、必要に応じて、各業務の円滑な遂行に資する専門的知識や技能を習得するための研修機会を付与していく。

農林水産省における就職氷河期世代の国家公務員中途採用の方針について

1 農林水産省における採用の全体像

農林水産省においては、国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）を活用し、令和2年度から4年度の3年間で9名（毎年3名）の採用を目指す。

また、既存の経験者採用（農林水産省選考採用試験等による採用）についても、これまでの実績を大幅に上回る採用を目指す（参考：農林水産省における既存の経験者採用等の取組で採用した35歳から49歳の人数は、平成28年度から30年度の3年間で13人、令和元年度では27人）。

2 農林水産省が求める人材像・職種

就職氷河期世代の国家公務員中途採用に当たって農林水産省が求める人材像としては、本申合せの「(各府省共通の方針) 1 国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）の採用方針」の(1)～(3)に掲げるような者に加え、以下のような者を想定している。

(1) 国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）による採用の場合

- ① 農林水産省が所管する本省及び地方支分部局等の行政分野の企画立案及び農林水産行政の着実な推進に取り組む意欲や能力のある者。
- ② ITに関して知識や能力を有する者。

(2) 既存の農林水産省選考採用試験等による採用の場合

前記(1)に加え、

- ① 適切かつ効果的に対人折衝・調整を行うことのできる能力を有する者。
- ② 職務経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力を有する者。
- ③ 技術系部門に採用する場合は、自然科学の分野における技術的な専門領域に関する知識を有する者。
- ④ ITに関して知識や能力を有し、豊富な経験がある者。

3 農林水産省における研修等方針

就職氷河期世代の採用者が、公務に円滑に取り組めるよう職員の希望や能力等を踏まえつつ、農林水産省においては、以下のような研修等の機会を設

けることとする。

(1) 採用者研修【採用1年目の4月に実施】

大臣官房秘書課等において、採用後の職務遂行に必要となる基礎的知識・能力及び農林水産行政に関する基礎知識を付与するための研修（座学＋演習）を実施する。特に、農林水産省選考採用試験等の採用者については、これまでの職場経験を活かしながら、公務で活躍していくための研修を実施する。

(2) 専門研修【採用以降、必要に応じて実施】

大臣官房秘書課又は各所属部署等において、業務遂行に必要となる専門的知識・能力を付与するための研修を、必要に応じて実施する。

(3) フォローアップ体制【採用後、定期的及び必要に応じて実施】

国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）による採用者に対しては、採用後の業務の遂行状況や、職場環境を把握・確認するために、大臣官房秘書課又は各所属部署の人事担当者による面談を定期的及び必要に応じて実施する。

経済産業省における就職氷河期世代の国家公務員中途採用の方針について

1 経済産業省における採用の全体像

経済産業省においては、国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）を活用し、令和2年度から4年度の3年間で6名（毎年2名）の採用を目指す。加えて、既存の経験者採用等の取組も着実に継続する（参考：経済産業省において、平成28年度から30年度の3年間に実施した既存の経験者採用等の取組で採用した35歳から49歳の人数は5人）。

2 経済産業省が求める人材像

経済産業省のミッションは、国民一人ひとりにとって、より豊かな社会を実現するため、政策を立案、実行し、経済・社会システムをデザインすることであり、その実現のため、自動車産業や映画・ゲーム等コンテンツ産業の推進から働き方改革や人づくり革命まで、TPP等の経済連携から地方創成や中小企業の活性化まで、そして、資源外交や再生可能エネルギーの推進等、様々なことにチャレンジしている。

経済産業省では、こうしたミッションに共感し、これまでに培ってきた経験や専門性を活かし、こうした課題の解決に貢献していきたいという方で、以下の能力を有する方を求めていく。

- (1) 必要な専門的知識・技術を活用して、担当業務に関して問題把握や課題対応を行う能力を有する方
- (2) 関係者に分かりやすい説明を行う能力を有する方
- (3) 計画的かつ確実に業務を遂行する能力を有する方
- (4) 上司や部下と協力的な関係を構築する能力を有する方

3 経済産業省における育成方針

採用された就職氷河期世代の方が採用後、公務に円滑に取り組めるよう、職員の希望や能力等を踏まえつつ、経済産業省においては、以下のような研修機会やフォローアップ体制を設けることとする。

(1) 階層別研修【採用時、各役職段階昇任時に実施】

大臣官房秘書課において、業務上必要とされるスキルの習得、仕事に取り組む上での新たな視点の獲得やマネジメント能力の開発など、経験や役職の段階に応じて期待される能力の開発のための研修を実施する。

(2) 政策分野別業務研修【該当政策関連部署配属時に実施】

政策所管課又は法令の所管課において、経済産業省の各種政策の遂行に必要な知識の習得等を目的として研修を実施する。

(3) トレーナー・メンターの配置【採用1年目に実施】

一人一人の新入職員に対し、育成の責任者としてトレーナーを配置して指導・助言を実施するとともに、相談役としてメンターを配置して職務上の相談・人間関係や生活面の相談・助言を実施する。

国土交通省における就職氷河期世代の国家公務員中途採用の方針について

1 国土交通省における採用の全体像

国土交通省においては、国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）を活用し、令和2年度から4年度の3年間で120名（毎年40名）の採用を目指す。

加えて、既存の経験者採用等の取組についても、過去の採用実績を目安にしつつ、着実に継続する（参考：国土交通省において実施した、平成28年度から30年度の3年間における既存の経験者採用等の取組で採用した35歳から49歳の人数は146人）。

2 国土交通省が求める人材像・職種

国家公務員中途選考採用者選考試験（就職氷河期世代試験）による採用については、本申合せの「(各府省共通の方針) 1 国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）の採用方針」の(1)～(3)に掲げる資質のほか、国土交通行政に関する業務を担当することに対する強い意欲及び当該業務の遂行のために必要な基礎的な能力を有する者を求める。

採用後は、国土交通行政に関する定型的な業務を担当する職種をはじめ、適材適所の人事運用を行う。

3 国土交通省における研修方針

採用された就職氷河期世代の方が、採用後、公務に円滑に取り組めるよう、当該者の適性や能力等を踏まえ、人事院及び内閣人事局とも連携して、必要な研修を適宜実施することとする。

環境省における就職氷河期世代の国家公務員中途採用の方針について

1 環境省における採用の全体像

環境省においては、国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）を活用し、令和2年度から4年度の3年間で3名（毎年1名）の採用を目指す。加えて、既存の経験者採用等の取組も着実に継続する（参考：環境省において、平成28年度から30年度の3年間に実施した既存の経験者採用等の取組で採用した35歳から49歳の人数は46人）。

2 環境省が求める人材像・職種

就職氷河期世代の国家公務員中途採用に当たって環境省が求める人材像としては、本申合せの「(各府省共通の方針) 1 国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）の採用方針」の(1)～(3)に掲げるような方に加え、以下のような方を想定している。

- (1) 環境省が所管する地球温暖化対策、自然環境保全、循環型社会の構築等の行政分野に関心があり、当該分野の企画立案やマネジメント業務に取り組む意欲や能力のある方
- (2) 原子力規制庁が所管する原子力規制行政の充実・強化を図るため、規制基準への適合性審査、原子力施設の保安検査など、または、当該分野のマネジメント業務に取り組む意欲や能力のある方

3 環境省における研修方針

採用された就職氷河期世代の方が採用後、公務に円滑に取り組めるよう、職員の希望や能力等を踏まえつつ、必要に応じて、基本研修や階層別研修等を実施する。

防衛省における就職氷河期世代の国家公務員中途採用の方針について

1 防衛省における採用の全体像

防衛省においては、国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）を活用し、令和2年度から4年度の3年間で3名（毎年1名）以上の採用を目指す。加えて、既存の経験者採用等の取組も着実に継続する（参考：防衛省において、平成28年度から30年度の3年間に実施した既存の経験者採用等の取組で採用した35歳から49歳の人数は148人）。

2 防衛省が求める人材像・職種

就職氷河期世代の国家公務員中途採用に当たって防衛省が求める人材像としては、本申合せの「(各府省共通の方針) 1 国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）の採用方針」の(1)～(3)に掲げるような方に加え、以下のような方を想定している。

- (1) 防衛省が所管する行政分野の企画立案、危機管理業務に取り組む意欲や能力のある方
- (2) 適切かつ効果的に対人折衝・調整を行うことのできる能力を有する方
- (3) 自身の経験等から体得した業務遂行の手法その他の知識及び能力を有する方

3 防衛省における研修方針

国家公務員中途選考採用者選考試験（就職氷河期世代試験）による採用者が、円滑に公務に取り組めるよう、当該採用者の希望や能力等を踏まえつつ、例えば、以下のような研修の受講機会を設けることとする。

(1) 初任研修【採用1年目に実施】

当該採用者の希望や能力等を踏まえ、防衛省職員としての能力、資質を向上させる一助とするための数日間の研修を実施する。また、配属先の機関においても、必要に応じて、防衛行政に携わる上で必要な基礎的な知識を付与するための研修を実施する。

(2) 英語に係る研修【時期未定】

当該職員の希望や能力を踏まえ、必要に応じて、TOEICの受験・英会話の研修を実施する。

(3) 役職等に応じた研修【時期未定】

当該採用者の希望や能力等を踏まえ、必要に応じて、役職等に必要な知識を付与するための研修を実施する。

(参考)

就職氷河期世代に係る国家公務員中途採用者選考試験
(就職氷河期世代試験)の実施の依頼等について

令和 2 年 2 月 26 日
人事管理運営協議会幹事会申合せ

安心と成長の未来を拓く総合経済対策(令和元年12月5日閣議決定)、就職氷河期世代支援に関する行動計画2019(令和元年12月23日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定)により、就職氷河期世代の方々に意欲・能力をいかして活躍いただくとともに、組織の活性化を図る観点から、令和2年度から令和4年度までの間、国家公務員の中途採用について政府を挙げて集中的に取り組むこととされた。これを実現するために、既存の中途採用の取組を継続するほか、人事院に対し、就職氷河期世代に係る国家公務員中途採用者選考試験(以下「就職氷河期世代試験」という。)のうち能力実証等の一部の統一的な実施を要請することとし、下記の申合せを行う。

記

- 1 就職氷河期世代試験は、令和2年度から4年度までの3年間にわたって実施することとし、同試験に基づく採用予定者を政府全体で毎年150名以上確保することを目標とする。
- 2 就職氷河期世代試験は次のとおり、事務、技術以外の専門職種試験区分の実施に係る検討や、地方を含めた全国での試験の実施に係る検討など、各府省の採用ニーズに十分配慮するよう人事院に要請する。
 - ・ 本省のみならず地方支分部局等での採用も想定されることから、全国で試験を実施すること。
 - ・ 受験資格については、(令和3年4月1日時点で)35歳～54歳の者が含まれるようにすること。
- 3 就職氷河期世代試験の実施に当たっては、就職氷河期世代の方々の活躍の場を広げることが本旨であることを踏まえ、取り組むことが必要である。また、この世代は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、希望する就職ができず、現在も、不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している方がいることも踏まえ、試験の際には、

職歴がない、あるいは少ないといった外形上の要件のみにとらわれることなく、各府省における面接を通じて、各応募者個人の公務への意欲・適性等を可能な限り細かに見た上で、採用の可否を判断するよう努めるものとする。

- 4 各府省は、就職氷河期世代試験の确实かつ適正な実施のために、人事院の要請があった場合には、試験官等の派遣について協力するものとする。
- 5 各府省は、就職氷河期世代試験の実施に関して国民に対する十分な周知を図るため、地方出先機関等において、リーフレットの配布やポスターの掲示等について協力するものとする。
- 6 各府省は、所管の行政執行法人に対して、就職氷河期世代試験及び本申合せの趣旨につき周知し、本試験を活用した採用等について協力を要請するものとする。
- 7 就職氷河期世代試験を通じた採用者が、採用後、公務に円滑に取り組めるよう、人事院、内閣人事局及び各府省は連携して必要な研修等を行うものとする。

(別表)

就職氷河期世代試験 府省別採用予定数 (令和2年2月26日時点)

府省	1年当たりの採用予定数
会計検査院	1人
人事院	1人
内閣府	3人
公正取引委員会	1人
警察庁	3人
金融庁	1人
消費者庁	1人
総務省	1人
法務省	40人
外務省	7人
財務省	20人
文部科学省	1人
厚生労働省	30人
農林水産省	3人
経済産業省	2人
国土交通省	40人
環境省	1人
防衛省	1人
合計	157人

就職氷河期世代試験については、令和2年度から4年度にかけての実施を予定している。